



前回は相続税の節税効果が税制改正により減ってしまうケースとして、「小規模宅地の特例」のケースを紹介しました。今回は節税目的というよりは**税金がかからないと思って行った行為により将来の課税が確定してしまった**ケースを紹介します。最近の税制改正として記憶に新しいもののうち、最もインパクトが大きかったものといえば**平成 27 年より相続税の基礎控除が減額された**ことでしょう。この改正により**相続税の基礎控除が従来より 40%も減額された**のです。改正前は「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数」でしたが、これが「3,000 万円+600 万円×法定相続人の数」となりました。たとえば相続人が子供 3 人の場合、

改正前：8,000 万円

改正後：4,800 万円

ということになります。これだけでも大きな影響があるのですが、**問題はこの改正前の基礎控除の額を前提として相続時精算課税（贈与税の特例）を利用した人**です。この特例を使うと 2,500 万円までの贈与には贈与時点で贈与税の課税はされません。しかし、贈与者が死亡したときには、すでにもらった財産を相続財産とみなして相続税を課税するというものです（詳しくはコラム No. 043 参照）。

そのため、改正前であれば、この範囲内で 3 人の子供に贈与した場合、

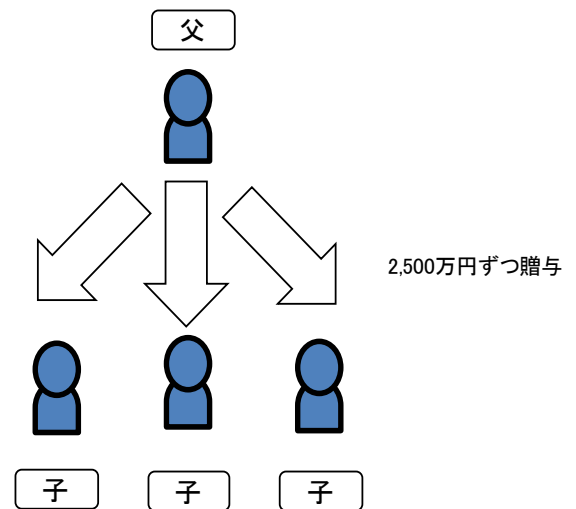
贈与財産 2,500 万円×3 人=7,500 万円<基礎控除 8,000 万円

のため、相続税は課税されない見込みでしたが、基礎控除が減額されたことにより、贈与財産 7,500 万円>基礎控除 4,800 万円

となり、相続税が課税されてしまうこととなりました（右上図参照）。**改正前に、相続税がかからない範囲で早期に子供へ財産を移転しようという意図で行った贈与により、相続税の課税を確定してしまった**のです。

また、相続時精算課税を利用した場合の特性として、相続税の課税価格を相続時の価格ではなく、贈与時の価格で計算するということが挙げられます。この場合、贈与時よりも時価が上昇していればその分節税できることとなりますが、逆に時価が下落してしまうと、かえって高い価格で相続税が課税されてしまいます。のみならず、**贈与財産が株式の場合、会社が倒産等してしまった場合には相続時には財産として存在しないのに相続税が課税されてしまう**こととなります。また、**建物を贈与した場合に、地震や火災等の天災等により建物が滅失して無くなってしまっても同様**のことが起こります。

もしも相続時精算課税の利用をしていなかったら別の方法で相続税対策や財産の早期移転ができたかもしれません。



【合計で7,500万円の贈与】  
改正前基礎控除8,000万円:基礎控除内  
改正後基礎控除4,800万円:基礎控除を超える